

掛川市公告

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定に基づき広告物又は掲出物件を保管したので、同条第2項の規定により公告する。

なお、同法同条第3項及び第4項の規定に基づき、所定の期間を経過した場合は、売却又は破棄を行うことがある。

平成23年10月18日

掛川市長 松井三郎

整理番号	種類	数量	放置されていた場所	除却した日時	保管を始めた日時	保管の場所
1	立看板	1	(市) 小市線 小市地内 道路 標識柱	平成23年9月5日 午後3時25分	平成23年9月5日 午後3時25分頃	掛川市役所
2	立看板	1	(市) 長谷中央 線及び長谷縦貫 線交差点 電柱	平成23年9月5日 午後1時30分	平成23年9月5日 午後1時30分	掛川市役所
3	立看板	1	(市) 本郷栃原 線 本郷地内 道路柵	平成23年9月5日 午後2時00分	平成23年9月5日 午後2時00分	掛川市役所
4	立看板	1	(市) 本郷栃原 線 原里地内 電柱	平成23年9月5日 午後2時10分	平成23年9月5日 午後2時10分	掛川市役所
5	立看板	1	(県) 掛川山梨 線 富部地内 電柱	平成23年9月5日 午後2時30分	平成23年9月5日 午後2時30分	掛川市役所
6	はり札	1	(市) 桜木本郷 線 家代地内 水路柵	平成23年9月5日 午後2時45分	平成23年9月5日 午後2時45分	掛川市役所
7	はり札	1	(県) 原里大池 線 上垂木地内 水路柵	平成23年9月5日 午後3時00分	平成23年9月5日 午後3時00分	掛川市役所
8	はり札	1	(市) 第二区画 114号線 下俣 地内 柵	平成23年10月14日 午前9時30分	平成23年10月14日 午前9時30分	掛川市役所